

## 第4回江戸川区農業委員会定例会 議事録

1. 開催日時 令和5年10月24日(火) 午前10時00分～

2. 開催場所 江戸川区役所西棟庁舎 第5委員会室

3. 出席委員 (12名)

会長 13番 岩楯 重治

委員 1番 中里 良子

3番 田島 勝

5番 関口 賢一

7番 寺内 敏一

9番 石井 慎一

11番 石川 善一

2番 小林 俊明

4番 佐久間 梅吉

6番 芦田 正之

8番 島田 茂

10番 村山 雅美

4. 欠席委員 (1名) 12番 眞利子 隆

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

第2 議事

報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出の報告について

報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用のための権利移動届出の報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 生産緑地地区に係る農地の確認について

議案第3号 租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明願いについて

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 木村 浩之

主任 宮下 知也

係長 小川 英彦

係員 鈴木 恵衣

7. 会議の概要

議 長 おはようございます。最近は、秋らしい日が続いております。委員の皆様におかれましてはご多忙の中ご出席いただきありがとうございます。ただ今より第4回江戸川区農業委員会を開会します。なお本日は眞利子委員さんがご欠席とのご連絡をいただいております。

日程第1の議事録署名委員ですが、私からお願い申し上げますので、よろしく願いいたします。寺内委員さんと島田委員さんに議事録署名委員をお願いいたします。

議 長 それでは、日程第2の議事に入ります。報告第1号をお願いいたします。

事務局 報告第1号（農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について）について、専決により3件の書類を受理いたしました。転用場所、内容については、議案書のとおりです。以上でございます。

議 長 報告第1号について、質問等ございませんか。

(質問、異議なし)

議 長 質問・意見等がないようですので了承いただきたいと存じます。

議 長 次に、報告第2号をお願いいたします。

事務局 報告第2号（農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用のための権利移動届出の報告について）について、専決により4件の書類を受理いたしました。転用場所、内容については、議案書のとおりです。以上でございます。

議 長 報告第2号について、質問等ございませんか。

岩楯委員 報告第2号の2について、定期借地権の設定とありますが、何年間の契約を締結されるのでしょうか。

事務局 ●●年になります。

岩楯委員 承知しました。

議 長 その他、質問・意見等がないようですので了承いただきたいと存じます。

議 長 次に、議案第1号の審議をお願いします。

事務局 議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請について）についてご審議願います。議案第1号について、貸付人、借受人、農地情報等につきましては、議案書記載

の概要のとおりです。また、詳細につきましても議案書の許可申請書の写しをご覧ください。以上でございます。

議 長 議案第1号について、田島勝委員さんが確認を取ってございますので、報告をお願いいたします。

田島委員 10月10日に事務局の宮下さん、鈴木さん、私とで、貸付人の●●さんの農地の現地確認に伺いました。この畑では、●●が●●さんから借受け、●●を行うとのことでした。●●が行われる予定とのことでした。現在●●を運営しており、●●でも●●とのことでした。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 議案第1号について、質問等ございませんか。

岩楯委員 借受人の所有する農地の借入地の面積について、●●㎡と記載がありますが、区内のどの場所をさしているのでしょうか。

事務局 ●●が●●から借り受けている、●●の農地合算面積でありますので、●●しております。

岩楯委員 ありがとうございます。

議 長 その他、質問・ご異議等ございませんか。それでは、議案第1号について許可書の発行を承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第2号について、農業委員会等に関する法律第31条第1項の、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関係のある議事に参与することができないという規定に基づき、わたくしが議事に参与することができません。そのため、仮議長を石川委員さんをお願いをしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは石川委員さん、よろしくようお願いいたします。

仮議長 それでは、議案第2号の審議をお願いします。

事務局 議案第2号（生産緑地地区に係る農地の確認について）についてご審議願います。議案第2号の申請場所については、次ページ以降に地図と公図を載せております。以上でございます。

仮議長 議案第2号について、わたくしが確認を取ってございますので、報告をいたします。

石川委員 10月5日に事務局の宮下さん、鈴木さんと私とで、●●さんの畑の確認をおこないました。今回、生産緑地追加指定申請がなされた農地につきましては、●●として利用されておりました。また、既に生産緑地に指定されている農地と、この農地は隣接しており、一体として利用されているため、生産緑地の追加指定につきましても、問題ないかと思われまます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

仮議長 質問ご意見等なければ農地として利用されている旨、都市計画課へ報告したいと思いがいかがでしょうか。

(質問、異議なし。)

仮議長 それでは、証明書の発行を承認することといたします。  
また、仮議長としての議事進行を終了いたします。ありがとうございました。

議長 次に、議案第3号の審議をお願いします。

事務局 議案第3号(租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明願いについて)についてご審議願います。概要及び経過を説明いたします。案件は3件ございます。

まず1番目の土地の所在地番ですが、議案書記載のとおり4筆あります。引き続き農業経営を行っている期間は令和2年2月8日～令和5年2月7日です。

2番目の土地の所在地番は、議案書記載のとおり3筆あります。引き続き農業を行っている期間は令和2年2月5日～令和5年2月4日です。

3番目の土地の所在地番は、議案書記載のとおり3筆あります。引き続き農業を行っている期間は令和2年2月5日～令和5年2月4日です。

以上でございます。

議長 議案第3号の1について、わたくしが確認を取ってございますので、報告をいたします。

岩楯委員 議案第3号の1について、10月5日に事務局の宮下さん、鈴木さんと私とで●●さんの畑の現地確認に伺いました。この畑では、多品種の野菜が作付されておりました。レモン等の果樹も植えられておりました。農地として適切に管理されておりましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

事務局 議案第3号の2について、石川委員さんが確認を取ってございますので、報告をお願いします。

石川委員 それでは報告いたします。10月5日に、事務局の宮下さん、鈴木さんと●●さんの畑の現地確認に伺いました。

南側の農地には、レタス、キャベツ、白菜、ブロッコリー、カリフラワーなどが作付されておりました。西側の農地につきましては、これから高菜を播種することとで、トラクターで耕運され、きれいに整地されておりました。農地として適切に管理されておりましたので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 議案第3号の3について中里委員さんが確認を取ってございますので、報告をお願いします。

中里委員 それでは報告いたします。10月16日に、事務局の宮下さん、鈴木さんと●●さんの畑の現地確認に伺いました。

現地では、●●さんにお話を伺いました。花卉を栽培しており、●●に出荷しているとのことでした。パイプハウスと露地の農地であり、露地には防草シートが敷かれ、防草シート上で花卉栽培を行っておられました。現地確認時は、花物の出荷が終了したタイミングでありましたが、春に出荷するカラーリーフプランツ等が栽培されておりました。バラも栽培されており、展示会にも出展しているとのことでした。農地として適切に管理されておりましたので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 地区担当委員さんの証言がございまして、証明書の発行をいたしたいと思いますが、質問・ご異議等ございせんか。

(質問、異議なし)

議 長 それでは、議案第2号について証明書の発行を承認することといたします。

議 長 以上をもって、議事を終了いたします。